

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見公募

法務省民事局では、子の名に使用できる漢字として「勒」を追加するため、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）の改正を予定しており、これに対する皆様の御意見を募集します。

なお、皆様から頂きました御意見につきましては、当局民事第一課において取りまとめの上、今後の省令改正の参考にさせていただきますが、御意見を提出された方の氏名（法人その他の団体においては、商号又は名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見公募要領

1 意見公募期間

令和8年4月27日（月）～令和8年5月27日（水）

2 意見送付要領

住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略してもかまいません。）、電子メール又は郵送により意見公募期間の最終日必着で送付してください。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 意見提出方法

○電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」

○郵送

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省民事局民事第一課

※封筒に赤字で「パブリックコメント（意見提出）」と記載してください。

○電子メール：minji220@moj.go.jp

※添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねます。

※件名を「パブリックコメント（省令案に関する意見）」としてください。

4 問合せ先

法務省民事局民事第一課

TEL：03-3580-4111（内線2431）